

白井市まち・ひと・しごと創生本部設置要綱

(設置)

第1条 人口の減少、少子化・高齢化の進展等の課題に対応し、将来にわたって活力ある地域を維持するため、市民が潤いのある豊かな生活を安心して営むことができる地域社会の形成、地域社会を担う個性豊かで多様な人材の確保及び地域における魅力ある多様な就業機会の創出に向けて、必要な取組を検討し、これらを一体的に推進することを目的に、白井市まち・ひと・しごと創生本部（以下「本部」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 本部の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項の規定に基づく白井市まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定及び推進に関すること。
- (2) その他まち・ひと・しごと創生法に基づくまち・ひと・しごと創生に関すること。

(組織)

第3条 本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織し、別表第1に掲げる職にある者をもって充てる。

2 本部長は、本部を総括する。

3 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

(会議)

第4条 本部の会議は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部長は、必要があると認めるときは、本部員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(幹事会)

第5条 本部の事務を補助するため、本部に幹事会を置く。

2 幹事会は、幹事長、副幹事長、幹事をもって組織し、別表第2

に掲げる職にある者をもって充てる。

3 幹事会は、幹事長が招集し、議長となる。

4 幹事長は、必要があると認めるときは、幹事以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

5 副幹事長は、幹事長を補佐し、幹事長に事故があるときは、その職務を代理する。

(ワーキンググループ)

第6条 本部長は、第2条の所掌事項に関する具体的事項を協議し、調整するため、関係職員によるワーキンググループを設置することができる。

(庶務)

第7条 本部の庶務は、総務部企画政策課において処理する。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年2月6日から施行する。

別表第 1（第 3 条第 1 項關係）

本部長	市長
副本部長	副市長
本部員	教育長
	総務部長
	市民経済部長
	健康福祉部長
	環境建設部長
	教育部長
	会計管理者

別表第 2（第 5 条第 2 項關係）

幹事長	副市長
副幹事長	総務部長
幹事	総務課長
	秘書広報課長
	財政課長
	行政経営改革課長
	企画政策課長
	市民活動支援課長
	市民安全課長
	農政課長
	商工振興課長
	社会福祉課長
	高齢者福祉課長
	子育て支援課長
	保育課長
	保健福祉相談室長
	健康課長
	都市計画課長
教育総務課長	
生涯学習課長	